

●建築基準法第43条について

建築基準法（以下「法」とする）第43条（一部抜粋）

第1項 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。

第2項 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

●国土交通省令（法施行令規則第10条の3）の規定について

法施行規則第10条の3（一部抜粋）

・法第43条第2項第一号の規定に基づく認定について

第1項 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 農道その他これらに類する公共の用に供する道であること。
- 二 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

第3項 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。
 - イ 第1項第一号に規定する道 法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途であること。
 - ロ 第1項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2(イ)欄第二号に掲げる用途
- 二 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が500㎡以内であること。

・法第43条第2項第二号の規定に基づく許可について

第4項 法第43条第2項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- 二 その敷地が農道その他これらに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。
- 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的に達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。